

令和4年度 7月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和4年7月6日(水) 午前9時
場 所 みやき町 三根庁舎 2階大会議室

出席状況 出席者 20人 欠席者 4人

議席番号	委員氏名	出欠	議席番号	委員氏名	出欠
1番	古賀 和則	出席	13番	綾部 勝年	出席
2番	日高 幸子	出席	14番	本田 浩二	欠席
3番	松下 茂	出席	15番	橋本 達男	出席
4番	田中 雄三	出席	16番	寺田 一義	出席
5番	橋本 昭憲	欠席	17番	寺田 宏澄	出席
6番	大川 定道	出席	18番	森園 文男	出席
7番	江頭 政寛	出席	19番	松永 淳	出席
8番	鷺崎 和志	出席	20番	本村 一	欠席
9番	尊田 信明	出席	21番	副島 幸満	出席
10番	馬郡 文男	出席	22番	牛島 和昭	出席
11番	山内 しげ子	出席	23番	田中 節士	出席
12番	濱尾 種光	出席	24番	島田 忠誠	欠席

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について (1件)

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 町許可分 (2件)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 町許可分 (2件)

議案第3号 農用地利用集積計画(経営基盤強化促進法分)について
委員会決定分 (6件)

議案第4号 空き家に付随する農地の指定について 委員会決定分 (1件)

(追加議案)

議案第5号 みやき町農業委員会委員の辞任について 委員会同意分 (1件)

その他

事務局 田中 嘉樹 弓 洋平

事務局

皆さん、おはようございます。研修会の続きになりますが、定刻になりましたので、只今より令和4年7月の農業委員会総会を開催します。研修会大変お疲れ様でした。

現在の出席委員は20名、欠席委員は3名で「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。

会長よりお願いします。

会 長

皆さん、おはようございます。

研修会につきましては大変お疲れ様でした。

本日の議案・報告等につきましては

- | | |
|-------|---------------------------|
| 報告第1号 | 農地法第18条第6項による通知書について |
| 議案第1号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）について |
| 議案第4号 | 空き家に付随する農地の指定について |

その他

となっております。よろしくご審議をお願いします。

審議の発言にあたっては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見を申し上げます。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数	1件	面積	1, 346㎡
------	----	----	---------

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手をしてお願いします。

(質疑なし)

議 長。

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

担当地区より説明を致します。事務局より説明がありましたとおり平成15年頃に田道拡幅工事で取得された168㎡の土地です。4ページの地図を見て頂きますと、もともとは宅地の県道を挟んで左側の3528-3と3528-4のここに申請者の車庫がありました。田道拡幅工事のために立ち退きということで宅地の裏に張り付けられたわけですが、そこが土地改良区の土地で168㎡取得され組合員になられたわけですが、組合員になられたことで土地改良区の役務にも参加しなければならなくなり、本人の申出にて地区除外の申請をされ、当時私は土地改良区の理事をしておりましたので認定をした記憶があります。その時私もすでに転用され宅地に変更になっていると思っておりましたし、申請者も県からの要請での替地だったので宅地であると思いき、建設完了の県への続きもされました。しかし昨年右側の3536-2の畑が転用できるか事務局に問い合わせがあり申請地が農地のままだったと判明し、役場、関係機関と相談しながらの今回の転用申請に至ったわけです。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに

賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第1号2農地法4条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号2農地法第4条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇

6月21日の田植えの一番忙しい中、私と〇〇委員、事務局で現地確認を行いました。申請地は現在空地になっています。申請人の親御さんが農地、宅地の関係なく家や倉庫を建てられたものと思われまます。そこを北側から右側と取り囲むように幅が狭い申請地があります。前の畑は小屋が建っており、この際きれいに宅地に変更しようとしてあるものです。周りは別に畑とか問題になる土地はありません。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、

町長に送付します。続きまして、議案第2号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

6月25日に事務局2名、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、私の計6名で現地確認を行いました。申請地の西側は倉庫、東側は明太子工場と挟まれた土地です。北、南側は道路です。雨水、排水は南側の貯水槽をもって西側の水路に流水するようになっています。農業に影響はないと思われま

す。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

この案件は農振除外されてから3年近く経っていますが、計画に変更がなければ農振除外されてから何年経っても良いという基準はあるのでしょうか。

事務局

〇〇委員さんからのご質問ですが、令和元年に前の委員さんで農振除外の審議をして頂き意見書を送付しておりますが、1つは面積的なこともあり農振除外案件として県及び農政局との協議に時間を要しました。また実際の農振除外は令和2年にでておりましたがその後の事業計画に時間がかかり今回の申請に至ったわけです。農振除外をしてから約5～6年して転用申請しないと指導をすると聞いております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第2号2農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号2農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

6月26日に現地確認を行いました。申請地は先案件の〇〇さんと同じ道路に面しており県道から約200m位登った一番高い所に位置しております。西側は道路、北、南側ともに宅地、東側は竹藪になっており宅地造成化されれば環境が良くなるのではと思っております。また下水、水路についても一番高い所に位置しているため北側に流しても南側に流しても雨水は差し障りなく立地については支障ないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第2号2について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第19条の農用地利用集積計画の公告を行うにあたり、町が定める同法第18条第1項の規定による農用

土地利用集積計画（案）について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（経営基盤強化促進法分）案について、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定する土地、設定する利用権、権利の種類について説明をする。

審議件数 貸借権 5件 所有権移転 1件

議長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第3号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第3号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第4号空き家に付随する農地の指定について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号空き家に付随する農地の指定についてについて、指定申請のあった農地の状況、指定基準に基づく検討状況、権利関係の支障の有無、事前確認の結果等について説明する。

議長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

6月25日に事務局と地区担当委員とで現地確認を行いました。

先程事務局から説明がありましたように、申請地の南側にも畑がありますが、それも含めて地権者の方は売買を検討されてあります。周囲の農地に支障はないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第4号1空き家に付随する農地の指定についてとして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

賛成ですので、議案第4号において議決された地番を農地の所有権移転における下限面積を1㎡とする農地として告示することに決定いたします。

事前送付しました議案の審議はここまでですが、追加議案として発議がっておりますので、審議をお願いします。

(追加議案配付)

議 長

追加提出議案 議案第5号みやき町農業委員会委員の辞任について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第5号みやき町農業委員会委員の辞任について、みやき町長より、みやき町農業委員会委員を辞任する申出に対する諮問がなされたので、農業委員会の同意を求める。

辞任申出農業委員会委員

氏 名 ○ ○ ○ ○

令和 4年 7月 6日提出

みやき町農業委員会会長 鷺 崎 和 志

提案理由

農業委員会委員よりみやき町長あて辞任申出がなされたことに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第13条第1項の規定により、農業委員会の同意を求めるものである。

次のページに町長からの諮問の文書を添付しています。

農業委員の辞任につきましては、先ほど申しました農業委員会法第13条第1項において、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができる。と規定されており、○○委員さんからの書面による辞任申出がなされています。

実際の実務としましては、辞任申出が書面により任命権者であります町長に提出され

ており、議案審議の根拠法令、町長より諮問のあった審議事項について説明する。

議 長

事務局より説明がございました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〇〇委員

欠員のまま続行されるのですか。

事務局

国の見解としては欠員が出たからといって直ちに補充する必要はないとされています。ただし、農業委員会活動、運営に支障がある場合は補充しなければならないと、逆論が説明されています。これはどういうことかということ、現在は複数の地区を複数の農業委員さんで担当して頂いておりますが、以前は複数の地区を1人の農業委員さんで担当して頂く体制をとっておりました。そうした場合、辞任とまでいかなくとも長期の入院等があった場合その地区に支障をきたすこととなりますので、現在は数名の委員さんで担当してもらっており、すぐ支障をきたすことはないと思われまます。また、欠員を補充するとなると約1ヶ月の公の募集期間を経て、適格者等でないかとの照会をかけ、議会の同意を得たうえで任命となります。よって就任までに4～5ヶ月かかります。そうなる今から手続きをしても、今回の〇〇委員さんの場合、後任の委員さんの在任期間が約半年となるため補充はしないということで、町長とも協議をいたしております。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第5号みやき町農業委員会委員の辞任について、同意される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員同意ですので、議案第5号みやき町農業委員会委員の辞任については、みやき町農業委員会として同意された旨の答申を町長あてに通知します。

続きまして、その他を事務局よりお願いします

その他

- 1.令和4年度農地利用状況調査（農地パトロール）担当地区別検討会
- 2.農業耕作者への経営意向調査について
- 3.令和4年度農業委員・農地利用最適化推進員地区別研修会について
- 4.農作業受託料金の目安について

議 長

8月の総会は、8月 5日（金）午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいで

しょうか。

「賛成」

それでは、 8月 5日（金）実施するということで確認いたします。

それから、来月分の現地調査7月20日以降に担当委員に連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

無いようですので、これで7月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 鷺崎 和志

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番